

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日:令和 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施年月日	リース期間自動 更新条項の有無
							リース開始日	リース期間満了日		
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	有・無

上記記載の建設機械のうち、No.()の建設機械は、リース契約書に再リースや買取条項が定められてなく更にリース期間の残りが1年7か月に満たないもので
 す。この機械につきましてはリース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7か月以上の期間使用することを誓約いたします。

令和 年 月 日

商号又は名称
 代表者氏名

*令和5年1月4日以降の電子車検証には、「使用者、所有者」「有効期間」等の記載がなくなります。審査においては、車検証閲覧アプリから当該情報が
 分かるものを印刷して提示していただくか、審査会場にてスマートフォン等で提示してください。

【記載要領】

※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種類又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
- ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例3.89トン)
- ③「トラクターショベル」にあつては、パケット容量。(例:1.2立方メートル)
- ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
- ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
- ⑥「ダンプ車」にあつては、自動車検査証の「車体の形状」欄に記載されている種類。(例:ダンプフルトレーラ)
- ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。(例:2メートル)
- ⑧「締固め用機械」にあつては、その種類。
- ⑨「解体用機械」にあつては、その種類。

※記載の建設機械のうちリース契約書に再リースや買取条項が定められてなく更にリース期間の残りが1年7ヶ月に満たないものについては、リース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間使用することを誓約することができます。